別表六の二(十二)　平三十一・四・一以後終了連結事業年度分

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・・ ・・	法人名	(　　)

各連結法人における計算	個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)		1	円
	調整前連結税額の個別帰属額 (23)×(1)/(20)		2	
	当期分	取得価額の合計額 (別表六の二(十二)付表「9」の合計)	3	
		税額控除限度額 (3)×7/100	4	
		法人税額基準額 調整前連結税額基準額 (24)×(1)/(21)	5	
		法人税額基準額 個別帰属額基準額 (2)×20/100	6	
		法人税額基準額 法人税額基準額 ((5)と(6)のうち少ない金額)	7	
		当期税額控除可能額 ((4)と(7)のうち少ない金額)	8	
		調整前連結税額超過構成額 (26)×(8)/(25)	9	
		当期税額控除額 (8)－(9)	10	
	前期繰越分	繰越税額控除限度超過額 (38の計)	11	
		法人税額基準額 調整前連結税額基準額 (29)×(1)/(22)	12	
		法人税額基準額 個別帰属額基準額 (2)×20/100	13	
		法人税額基準額 個別帰属額基準額の残額 ((13)又は((13)－(8)))－(別表六の二(二十)「8」)－(別表六の二(二十一)「9」)	14	
		法人税額基準額 法人税額基準額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15	
		当期繰越税額控除可能額 ((11)と(15)のうち少ない金額)	16	
		調整前連結税額超過構成額 (33)×(39の①)/(30)＋(34)×(39の②)/(31)	17	
		当期繰越税額控除額 (16)－(17)	18	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10)＋(18)		19	

各連結法人の合計額の計算	連結所得の金額 (別表四の二「54の①」)		20	円
	特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)		21	
	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)		22	
	調整前連結税額 (別表一の二「2」)		23	
	当期分	総調整前連結税額基準額 (23)×20/100	24	
		当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	25	
		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑨」)	26	
		当期税額控除額の合計額 (25)－(26)	27	
	前期繰越分	総調整前連結税額基準額 (23)×20/100	28	
		総調整前連結税額基準額の残額 ((28)又は((28)－(25)))－(別表六の二(二十)「25」)－(別表六の二(二十一)「26」)	29	
		繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 ・・ ・・ (各連結法人の(39の①)の合計)	30	
		繰越税額控除可能額の合計額 連結事業年度 ・・ ・・ (各連結法人の(39の②)の合計)	31	
		繰越税額控除可能額の合計額 合計	32	
		調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 ・・ ・・ (別表六の二(三)付表「2の④」)	33	
		調整前連結税額超過構成額 連結事業年度 ・・ ・・ (別表六の二(三)付表「2の⑤」)	34	
		調整前連結税額超過構成額 合計	35	
		当期繰越税額控除額の合計額 (32)－(35)	36	
	法人税額の特別控除額の合計額 (27)＋(36)		37	

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	連結事業年度又は事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額 38	当期控除可能額 39	翌期繰越額 (38)－(39) 40
	・・ ・・	①	円	円	
	・・ ・・	②			外　円
	計			(16)	
	当期分		(4)	(8)	外
	合計				